

太田市議会議長交際費の公表に関する基準

平成25年 1月18日 制定

(目的)

第1条 この基準は、議長またはこれに準じるものが、市議会及び市政の円滑な運営を図るため、市議会を代表して行う個人または団体との交際に要する経費(以下「議長交際費」という)について、より透明性の確保を図るため、その公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出月
- (2) 支出項目(寸志等・香料等・その他)
- (3) 支出件数
- (4) 支出総額

(公表の時期)

第3条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第4条 議長交際費の公表は、第2条の内容を太田市ホームページに掲載するとともに、これを太田市議会事務局において閲覧に供する方法により行うものとする。

(適用期日)

第5条 この基準は、平成25年4月1日以降の議長交際費の支出について適用する。